

旧	新
ビジ助でんき需給約款（高圧・特別高圧） 第7条 契約期間 1 本契約の契約期間は、需給開始日から、<u>需給開始日が属する月の24 か月後の月末日</u>までとします。ただし、契約期間満了の3 <u>か</u>月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による終了の意思表示がなされない場合には、本電気需給契約は、契約期間満了日から1年間、同一条件で自動的に更新され、以後も同様とします。 第18条 契約の変更または解約 3 契約の解約 (7) <u>（1）に基づくお客さまからの申出により需給契約を終了される場合、契約終了時点で第12条（料金の算定および支払等）第8項にもとづく分割支払金が完済されていないときは、お客さまは、別表5の定めに従いこれを一括で支払うものとします。</u> （追加） 第27条 <u>カスタマー・ハラスメント</u>の禁止 1 <u>お客さまは、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマー・ハラス</u>	ビジ助でんき需給約款（高圧・特別高圧） 第7条 契約期間 1 本契約の契約期間は、需給開始日から24 <u>カ月を経過する日</u>までとします。ただし、契約期間満了の3 <u>カ</u>月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による終了の意思表示がなされない場合には、本電気需給契約は、契約期間満了日から1年間、同一条件で自動的に更新され、以後も同様とします。 第18条 契約の変更または解約 3 契約の解約 (7) <u>お客さまは本契約終了時点で第12条（料金の算定および支払等）第8項にもとづく分割請求について、当然に期限の利益を喪失し、お客さまは、直ちにその残金を一括で当社に支払うものとします。</u> <u>(8)当社は、本契約の解約希望日現在において、支払い期限を徒過した料金等についてお客さまの未払いがあるときは、本契約の解約条件について別途、お客さまと協議することができます。お客さまは、当社から協議要請があったときは、これに応じるものとします。</u> 第27条 <u>カスタマー・ハラスメント</u>の禁止 1.お客さまは、当社<u>に対して、「スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（以下「カスハラ基本指針」と</u>

旧	新
(12)無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影 2当社は、カスタマー・ハラスメントについて、警察および弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。 2025 年 5 月 25 日 改訂 (追加) 別表 5 解約手数料、解約時の分割支払金の一括支払い 4 第 18 条（契約の変更または解約）3 項(1)に基づくお客さまからの申出によ り需給契約を終了される場合、契約終了時点で第 12 条（料金の算定および支 払等）第 8 項に規定される分割支払金が完済されていないときは、お客さま は、残金を一括で当社に対し支払うものとします。 51 に基づく解約手数料および 4 にもとづく分割支払金の一括支払いは、当社 からお客さまへ請求する最終の電気料金等とともに支払いただくものとし ます。	(削除) 当社は、<u>カスタマー・ハラスメント</u>について、<u>カスハラ基本指針に従い</u>警察 <u>や</u>弁護士<u>等</u>の外部機関と連携<u>するなど</u>して、<u>厳正に対処します。</u> 2025 年 5 月 25 日 改訂 <u>2025 年 11 月 24 日 改訂</u> 別表 5 解約手数料、<u>契約終了時における</u>分割<u>請求</u>の一括支払い 4 お客さま<u>は、</u>需給契約<u>の終了をもって、</u>第 12 条（料金の算定およ び支払等）第 8 項に規定される分割<u>請求に関する期限の利益を喪</u> <u>失し、直ちに分割請求の</u>残金を一括で当社に対し支払う ものとします。